



新潟県公報

平成24年
5月31日(木)
号外
第52号

目次

人事委員会

- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正…………… 1
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正…………… 1

人事委員会

新潟県人事委員会規則第十七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

新潟県人事委員会委員長 平間 幸男

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年新潟県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第二号中「又は」の下に「避難のための」を加え、「前号に掲げる」を「前三号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（次号において「本部長指示」という。）」を「本部長指示」に、「同法」を「原子力災害対策特別措置法」に改め、「された区域」の下に「（前二号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされたものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

- 一 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域
- 二 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（前号に掲げるものを除く。）

附則第二条第二項第一号中「前項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「一万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める区域において作業に従事した場合にあつては、二万円）」を「六千六百円」に改め、同項第四号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前項第二号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「前項第一号」の下に「又は第三号」を加え、「二千円」を「千三百三十円」に改め、同号の次に次の二号を加える。

- 三 前項第二号に掲げる区域において行う作業（屋外において行うものに限る。） 三千三百円
- 四 前項第二号に掲げる区域において行う作業（屋内において行うものに限る。） 六百六十円

附則第二条第四項中「又は第三号」を「、第三号又は第五号」に改め、同条第五項を削る。

附則

この規則は、平成二十四年六月一日から施行する。

新潟県人事委員会規則第十八号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年五月三十一日

新潟県人事委員会委員長 平間 幸男

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年新潟県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一項第二号を次のように改める。

(2) 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団

別表第1第1項第7号を次のように改める。

(7) 一般社団法人栃木県医師会

別表第1第1項第7号及び第10号を次のように改める。

(9) 公益財団法人栃木県産業振興センター

(10) 公益財団法人大谷地域整備公社

別表第1第1項第11号から第14号までを次のように改める。

(12) 公益社団法人栃木県観光物産協会

(13) 公益財団法人栃木県農業振興公社

(14) 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会

別表第1第1項第16号を次のように改める。

(16) 公益財団法人とちぎ建設技術センター

別表第1第1項第18号及び第19号を次のように改める。

(18) 公益財団法人栃木県民公園福祉協会

(19) 公益財団法人栃木県体育協会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。